

事故自動緊急通報装置装備確認・評価方法

制定：平成30年 3 月20日

改定：令和 6 年 5 月 2 日

令和 2 年 3 月31日

1. 施行期日

この装備確認方法は、平成30年4月1日から施行する。ただし、令和6年5月2日に改定した規程は、令和6年5月2日から施行する。

2. 適用範囲等

この装備確認・評価方法は、自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）が実施する自動車等アセスメント情報提供事業における試験のうち、事故自動緊急通報装置が装備されている専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の「事故自動緊急通報装置の装備確認・評価」について適用する。

3. 用語の意味

この装備確認・評価方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1)「事故自動緊急通報装置」：道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下、「保安基準」という。）第43条の8の事故自動緊急通報装置。
- (2)「基本型」：「先進型」以外の保安基準に適合する事故自動緊急通報装置。
- (3)「先進型」：保安基準に適合する事故自動緊急通報装置のうち、当該車両の乗員の傷害予測のための情報を送信する装置。

4. 自動車製作者等からの資料の提供

自動車製作者等は、付表1を提出するとともに以下の資料を機構へ提供することとする。

- (1) 基準認証試験結果（事故自動緊急通報装置（基本型）に限る）：装備確認・評価する車両型式に該当する、保安基準第43条の8（事故自動緊急通報装置）についての基準認証試験結果又はそれに準ずる資料。（ただし、先進型においても機構が要求した場合は提出することとする。）
- (2) 取扱説明書、カタログやウェブサイトの一般公表情報（事故自動緊急通報装置（基本型）は除く）：装備確認・評価する車両に事故自動緊急通報装置（先進型）が搭載されているもの。
なお、ページや資料の種類が複数にまたがる場合にはその相関関係が分かる資料を添付すること（コピーによる提出可能）。
- (3) サイン又は押印のある自認書：(2)の資料が提出できない場合に限り、装備確認・評価する車両に事故自動緊急通報装置（先進型）（携帯電話利用型は除く）が搭載されていることが自認し、責任者のサイン又は押印がされているもの。

5. 確認方法

4. (1)、4. (2)、4. (3)のいずれかにより事故自動緊急通報装置が装備されていることを確認する。

4. (2) 又4. (3) により乗員の傷害予測のための情報送信の有無及び事故自動通報機能を有する装置が搭載されていることを確認することで、3. の用語の定義のうち、どれに該当するかを確認する。

6. 評価

事故自動緊急通報装置の評価点は次によるものとする。

「基本型」：2 点

「先進型」：8 点

7. 結果の記録

5. で確認した結果、3. の用語の定義のうち、どれに該当するかを付表 2 に記録する。

付表 1 事故自動緊急通報装置の装備確認自動車の諸元等

【自動車製作者等記入用】

1. 試験自動車の諸元

- 車名・型式（通称名）： ()

2. 自動車製作者等からの申告

-
- 通報内容の種類： 基本型・先進型
- 種類： 基本型・先進型

3. 添付資料

- 基準認証試験結果：
- 一般公表情報：
- 自認書：

【設備確認機関記入用】

1. 性能確認自動車の諸元

2. 装備確認の結果

確認項目	確認結果
保安基準	対応 or 非対応
通報内容	基本型 or 先進型
種類	基本型 or 先進型
評価点	2点・8点